

土砂埋立て等の規制に関する条例案について

平成27年1月8日（木）

第3回 大阪府土砂災害対策審議会

参考資料 5

【背景・ねらい】

建設発生等の土砂については、これまでその埋立てや盛土等の行為の安全確保を主目的とする法令がなく、府域においては土砂が無秩序に積み上げられる事例があり、周辺住民からは不安視する声も上がっていた。

そこで、土砂埋め立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする規制条例を制定する。 <目的：第1条>

【参考：大阪府環境審議会】

平成26年6月に「規制のあり方」について諮問し、専門部会の審議を経て、9月開催の当審議会において、「規制条例を制定することが適当である」との答申を得ている。

【パブリックコメント結果＝意見募集期間H26.10.31～11.25】

13人（団体含む）から68件の意見提出あり。

（主な意見）

- ・埋立て等の定義について
- ・埋立て等を行う者や土砂を発生させる者の責務の明確化について
- ・条例の許可対象となる行為の明確化について
- ・周辺住民への周知方法の明確化について
- ・周辺住民の同意取得について（要・不要、両方の意見あり）
- ・申請者の資力の確認方法や構造上の基準等の明確化について
- ・土砂の発生場所や汚染のおそれのないとの確認、水質検査等に係る具体的手法について
- ・許可の取消し、命令、罰則の適用について
- ・監視指導体制の整備等について

条例案の概要

責務 (第3条～第6条)	・府、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者（建設工事の発注者及び請負人であって、建設工事に伴って土砂を発生させるものをいう。）及び土地の所有者について、それぞれの責務を規定	命令、許可取消し (第23条、第24条)	・知事は、災害を防止するため緊急の必要があると認めるときなどは、必要な措置を講ずるよう命ずることができる ・知事は、不正手段による許可取得や、命令違反があったときなどは、許可の取消しや、行為の停止を命ずることができる
土砂埋立て等の許可 (第7条)	・面積が3,000m ² 以上の埋立て等を行う場合は許可が必要（一団の区域が3,000m ² 以上となれば許可の対象）。許可期間は3年 ・国、地方公共団体等が行う場合などは適用除外	土地所有者の義務 (第26条、第27条)	・第8条の同意をした土地所有者は、定期的に施工状況を確認し、また、不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、速やかに、知事に報告 ・知事は、許可を受けた者が知事からの命令に従わず、土地所有者が上記の義務を怠った場合は、土地所有者に必要な措置を講ずるよう勧告し、さらに、勧告に従わないときは、必要な措置を講ずるよう命ずることができる
土地所有者の同意 (第8条)	・許可申請をしようとする者は、埋立て等区域内の土地の所有者の同意が必要	土砂搬入禁止区域の指定 (第28条～第30条)	・知事は、土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合、埋立て等が行われる土地及び周辺の土地を土砂搬入禁止区域に指定することができる ・何人も、当該区域に土砂を搬入してはならない
周辺地域の住民への周知 (第9条)	・許可申請前に、申請書の記載事項を周辺住民に周知させるための説明会開催 ・周知の内容及びその結果については、許可申請書に添付	報告徴収、立入検査、公表 (第31条～第33条)	・知事は、土砂埋立て等を行う者に対して、必要な報告を求めることができる ・知事は、職員に事業場等に立ち入り、帳簿等を検査させることができる ・知事は、命令したときは、氏名等を公表することができる
許可の申請の手続 (第10条)	・許可申請の際は、土砂埋立て等の目的や内容、埋立て等の区域の位置、面積及び埋立て等の構造、搬入する土砂の量、土砂の搬入に関する計画、災害の防止及び生活環境を保全するための措置内容などの書面や図面などを提出	市町村の条例との調整 (第35条)	・本条例と同等以上の効果が得られると知事が認める内容を有する条例を制定している市町村は、本条例の規定は適用しない（規則で指定）
許可の基準等 (第11条)	・許可申請者（役員や使用人を含む）が次のいずれにも該当しないこと 本条例の命令を受け、または許可の取り消しを受け3年を経過しない者 暴力団員や暴力団密接関係者 埋立て等を的確に、かつ継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者 ・災害の発生を防止するため、構造上の基準に適合することが必要 ・排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること	罰則 (第37条～第42条)	・2年以下の懲役又は100万円以下の罰金：無許可、命令違反など ・その他、1年（6月）以下の懲役又は100（50）万円以下の罰金など
許可を受けた者の報告等の義務 (第14条～第21条)	・搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないとの確認、報告 ・搬入した土砂の量の報告（定期的） ・埋立て等区域外への排水の水質検査、報告（定期的、完了時等） ・搬入した土砂の量などを記載した土砂管理台帳の作成 ・氏名又は名称その他を記載した標識の掲示、境界標の設置	経過措置	・条例施行の際、現に許可が必要となる行為を行っている場合及び現に法令等の許可を受け行為を行っている場合の経過措置期間を設定
	など	施行日	・規則で定める日